

# 学 費 延 納 願

学長 殿

駿河台大学学費納付規程第6条の2に基づき、下記の理由により学費納付を延期させていただきたく、ご承認のほどお願い申し上げます。なお、学費延納にあたっては、裏面記載の同意事項にも同意いたします。

願 出 日	年 月 日 ( )		
所 属	学 部 研究科		学 科 専 攻
学 籍 番 号			
フリガナ			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日 生		
住 所	〒 -		
	TEL	( )	
保 証 人	フリガナ		
	氏 名		
	住 所	〒 -	
	TEL	( )	
※保証人欄のご署名をもって、裏面記載の同意事項にも同意したものとみなします。			
延 納 理 由 (資金調達方法も含め、具体的に記入)			
延 納 希 望 期 間 (希望期間に○を記入) 分納1期、2期の両期間とも延納を申請する場合は、両方に○をつけてください。	○印	延納希望期間	延納後引落日・納付期限
		分納1期	2025年6月2日
		分納2期	2025年10月31日

※裏面内容も必ずご確認のうえ、提出期限までに財務課までご提出ください。

部 長	課 長	受 付	※ 担 当

駿河台大学 財務部財務課

## 学費延納にあたっての同意事項

### 駿河台大学学費納付規程（抜粋）

第6条 学費は、毎学年春学期分、秋学期分をそれぞれ所定の期日に納付しなければならない。

2 前項の納付期日は次のとおりとする。

春学期分：4月末日

秋学期分：9月末日

第6条の2 経済的理由等により前条第1項及び第2項の納付期日までに学費を納付することが困難な場合は、延納願を提出することにより、1か月を限度として納付期日を延期することができる。

第12条 学費を定められた期日までに納付しない者には、督促状を送付する。

2 前項の督促状の送付後3週間以内に学費を納付しない者は、教授会の議を経て、学長が督促状の送付日をもって退学を命ずる。

- 学費を納付しない場合は退学となることを了承し、退学となった場合は一切の異議を申し立てません。
- 延納期日までに納付がなされず、本学が修学上必要と判断した場合は、学生本人へ学費等納付金の納入状況を通知します。

上記事項に同意いたします。

※ご提供いただいた情報は、学籍・学費管理のために使用します。その他の目的には使用いたしません。

【提出先】 駿河台大学 財務部財務課

〒357-8555 埼玉県飯能市阿須 698（本部管理棟1階）

【提出期限】

分納1期	2025年4月10日 必着
分納2期	2025年9月10日 必着

※学費の納付方法が口座引落の場合、上記提出期限までにご提出いただかないと、通常の引落日に引き落としがかかりますのでご承知おきください。

【問い合わせ先】

駿河台大学 財務部財務課

TEL 042-972-1191

E-mail zaimu@surugadai.ac.jp